

P C B 廃棄物の収集・運搬に関する基準の強化（政省令改正）について

環境省産業廃棄物課

処理（収集・運搬）基準の強化

< 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 >

（平成16年1月21日公布、平成16年4月1日施行）

（P C B 廃棄物の）収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること（第4条の2 第1号 ホ）。

（P C B 廃棄物を）収納する運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有するものであること（第4条の2 第1号 ヘ）。

< 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 >

（平成15年12月2日～22日パブリックコメント実施）

P C B 廃棄物を収納する運搬容器は、密閉又は漏洩防止のための必要な措置が講ぜられており、かつ収納しやすく、損傷しにくい構造を有するものであることを規定する（パブリックコメント）。

許可基準の強化

< 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 >

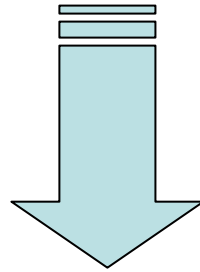
（平成15年12月2日～22日パブリックコメント実施）

許可基準において、P C B 廃棄物の運搬施設における防災設備及び連絡設備の具備に関する規定を設ける（パブリックコメント）。

許可基準において、P C B 廃棄物の収集・運搬に従事する者に対する教育の実施に関する規定を設ける（パブリックコメント）。

PCB収集運搬技術調査検討委員会 (平成 13~ 14年度)

(学識者、関係省庁、関係地方公共団体、輸送に関する知見を有する関係団体 企業等)



事前調査
収集運搬の方法
表示
携行書類

運搬容器の基準
運搬容器の種類、選定
運搬容器の試験
運搬容器の維持管理

PCB廃棄物収集運搬ガイドライン

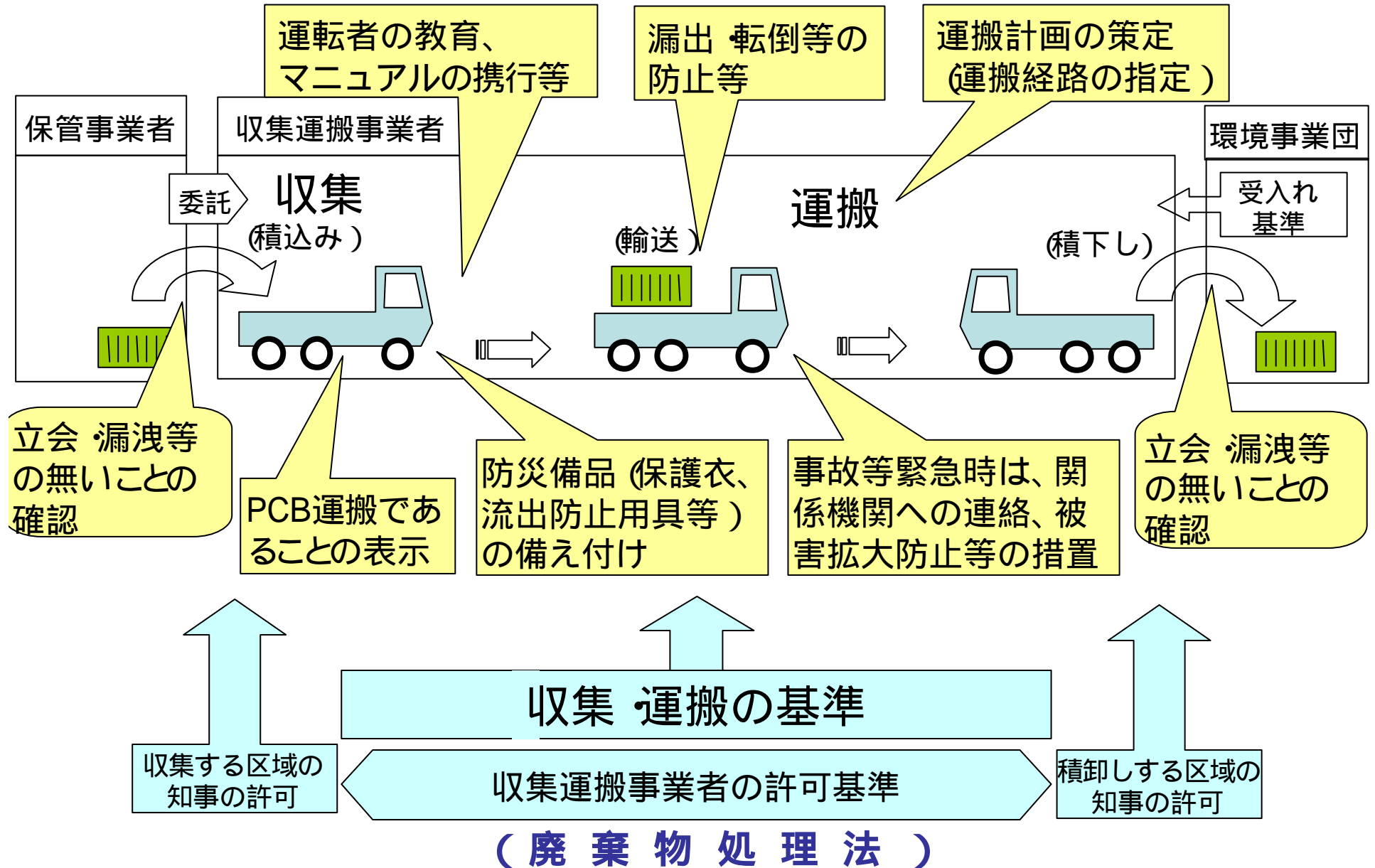
収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる
技術的な方法、留意事項を具体化
PCBの環境中への漏洩、流出の防止を第一
ハード+ ソフト
危険物の安全輸送の原則を定めた「国連勧告」を参考

安全管理体制
収集運搬従事者の教育
運搬計画
運行管理

事故の未然防止
防災備品 設備
緊急連絡体制
緊急時対応マニュアル

収集・運搬の安全性の確保

防災体制・緊急連絡体制の整備



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬の体制

【ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画第2章第4節抜粋】

1 収集運搬の安全性の確保

環境事業団が整備する拠点の広域処理施設を中核とした処理の体制の下で確実にかつ適正な処理を円滑に進めるためには、それぞれの事業対象地域内に広く存在するポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的かつ計画的な収集運搬の体制を確保することが必要不可欠である。

これまでポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理がほとんど行われてこなかったことにかんがみ、国は、収集運搬を行う者による安全かつ効率的なポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬を確保できるよう、必要な技術的事項を2に述べるガイドラインとして定めるとともに、都道府県市において保管事業者及び収集運搬を行う者に対する適切な指導監督が行われるよう、必要に応じて廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理基準等の見直しを行うものとする。

都道府県市は、特別措置法に基づく届出等により、保管事業者のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状態を把握するとともに、保管事業者及び収集運搬を行う者が、収集運搬中の漏えい防止のために必要な措置を実施するよう、必要に応じて立入検査等を行い、適切な指導監督に努めるものとする。

収集運搬を行う者は、都道府県市の指導等に従い、2に述べるガイドラインに従って安全かつ効率的な収集運搬を行うとともに、保管事業者及び環境事業団又は処分業者と相互に調整を図り、確実にかつ適正な収集運搬に努めるものとする。

2 収集運搬に係るガイドラインの策定

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に当たっては、収集運搬を行う者が、廃棄物処理法の規定に基づき、当該廃棄物が飛散し、及び流出する等により、人の健康被害又は生活環境に係る被害が生じないように必要な措置を講じ、安全性を確保しなければならない。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬が広域、かつ一定期間行われることとなることから、国は、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる技術的な事項について明確化したポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬に係るガイドラインを定めるものとする。

当該ガイドラインには、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり保管されてきた実情等を踏まえ、積込み及び積下し等収集運搬の各段階におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の取扱いに係る留意事項、運搬容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策を講じさせることにより事故等の未然防止を図ることができるようにするとともに、事故時等の緊急時における対応方策についても明らかにすることとする。

3 計画的な収集運搬の体制の整備

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬の体制の整備に当たっては、少量のポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類が多岐にわたること、処理施設の規模に応じて適正かつ計画的な搬入が確保されるようにする必要があること等を踏まえ、処理施設の能力に見合った収集運搬ができる体制とすることが重要である。

このため、都道府県市は、拠点の広域処理施設への計画的な収集運搬、対象となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類、数量、運搬手段、運搬経路及び保管事業者に対する指導方針並びに緊急時の連絡体制等について十分な協議、調整を相互に行うとともに、これを踏まえて都道府県等は、処理計画において、計画的な搬入のための方針について定めるものとする。また、都道府県市は、保管事業者に対して計画的に環境事業団が整備する拠点の広域処理施設にポリ塩化ビフェニル廃棄物が搬入されるよう、処理計画に基づいて、適切に指導を行うことが必要である。

環境事業団は、都道府県市と連絡調整を十分に行い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を確保できるようにするとともに、拠点の広域処理施設への搬入の状況に関する情報を都道府県等と共有し、計画的な収集運搬の管理及び実施が確保されるようにする。

このほか、環境事業団の拠点の広域処理施設を始めとした処理施設へのポリ塩化ビフェニル廃棄物の搬入に係る収集運搬に当たっては、一層の安全性及び効率的かつ計画的な搬入を確保するため、収集運搬を行う者による運搬車両ごとの運行管理及び環境事業団又は処分業者による搬入管理が重要である。この場合において、運行管理及び搬入管理に係る情報提供は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る地域住民の理解を深める上で極めて重要であることから、関係者の適切な役割分担の下、これらの管理に係るシステムの総合的な整備及びその的確な情報公開の方法について検討するものとする。